

是非はプライバシー権の争い

東京女子大学長 森本あんり氏

なぜ、米国では人工妊娠中絶の議論が過熱するのか。それを理解するには、「プライバシー」という概念に注目する必要がある。「ロー対ウェード」判決は、中絶を合法化したといわれるが、実際の判旨は、望まない妊娠を継続するか否かの決定がプライバシー権に含まれる、という内容だった。

プライバシー権というと、日本では肖像権などが連想されるが、米国人にとっては、個人が政府に介入されない領域を持つ、ということだ。「連邦政府が何

でもかんでも手を突っ込んで私の自由を奪っていく」。こうした感情が多くの米国人の根底にあり、その干渉に抵抗する意識が染みついていてる。

米国は、宗教的な迫害を逃れ、自由を求めて欧州から新大陸へと渡ったピューリタン（清教徒）たちによって建国された。独立宣言でも「生命、自

由、および幸福の追求」は、不可侵の権利であるとうたわれている。幸福自体を保障することはできないので、人がそれぞれの方法で自分の幸福を追求する権利を保障している。これが個人の確立を導く。

中絶の是非は、米南部に多い保守層にとって連邦政府に対立する「私たち」すなわち州の判断に委ねられるべき問題だ。他方、リベラルな人々は「私のこ

とは私が決める」と主張し、規制に反対する。双方とも次元は異なるものの、同じプライバシー権を争っている。価値観の闘争だから互いに妥協を許さず、中道で仲良くとはならない。論争が原理主義化しやすいゆえんだ。

な観点から捉えられることも、問題が複雑化する一因だ。一つの州が中絶を禁じても、裕福な人は容認されている州や国に出掛けて手術を受けられるだろう。しかし、貧しい人たちに移動は難しい。つまり、経済問題でもある。中絶反対派でも、貧困層を救済するために合法化されるべきだと考える人は、どの州にも一定数が存在する。

さらに、黒人からは過去の奴隷制と結び付けた批判も出ている。性暴力による黒人女性の望まぬ妊娠と出産は、奴隷制度存続の根幹だった。今日でも、黒人の妊産婦の死亡率は白人の3倍に上っており、出産は中絶よりはるかに危険である。つまり、中絶は人種問題であるといえる。（聞き手 玉崎栄次）



昭和31年、神奈川県出身、国際基督教大、東京神学大大学院、プリンストン神学大学院博士課程修了（PhD）。国際基督教大教授・副学長などを経て、今年4月より現職。「不寛容論」（ともに新潮選書）「異端の時代」（岩波新書）など。65歳。

米国の人工妊娠中絶論争

米連邦最高裁は、人工妊娠中絶を合衆国憲法上の権利として認めた1973年の「ロー対ウェード」判決を覆す判断を示した。約50年にわたる「中絶合憲」が否定された形だ。米国ではこの問題を巡り、容認派と非容認派の間で激しい対立が続くが、国論を二分する背景には何があるのか。宗教や政治、米国人の抜き去りがたい価値観など、日本人になじみの薄い要素も含めて3人の識者が整理した。

